

アスベストをよりよく知っていただくための

アスベストQ&A



広島県

このパンフレットは、アスベスト（石綿）についてよく知っていただき、安心して健康な生活を送っていただけるよう、アスベスト関連の情報をQ&A方式でわかりやすくとりまとめたものです。

アスベスト(石綿)とは？

アスベストは、天然の繊維状鉱物で「せきめん」「いしわた」とも呼ばれています。単一の鉱物ではなく、いくつかの種類がありますが、そのうち白石綿（クリソタイル）が最も多く使用されています。

アスベストは、熱や薬品に強く、摩擦に耐えるなどの特性を持っていることから、建築材料や自動車の部品など多くの製品に使われてきました。

一方、アスベストは繊維が極めて細いため、それが飛び散って人が吸い込むことにより健康被害を招くおそれがあります。

このため、平成7年（1995年）には有害性が高い茶石綿（アモサイト）と青石綿（クロシドライト）を含む製品の製造・使用が原則禁止され、平成16年（2004年）にはその他の大部分のアスベスト製品も製造等が禁止されました。

アスベストは、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、「飛び散ること」、「吸い込むこと」が問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで飛散防止等が図られています。



白石綿
(クリソタイル)

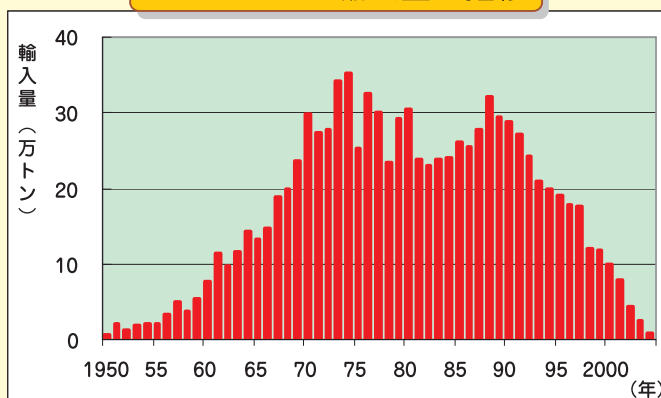
(社)日本石綿協会提供

アスベストはどこに使われているの？

アスベストはさまざまな用途に使用されてきましたが、特に建材に多く使われてきました。わが国では、1970年代から1990年代にかけて多くのアスベストが輸入されていますが、これらの約8割が建材に使われたといわれています。

建材以外には、防音材、断熱材、保温材、自動車のブレーキパッド、ブレーキライニングなどのほか、自転車（バンドブレーキ）、ルームエアコン・石油暖房機・石油給湯器・ガス温水器・24時間風呂・トイレ（それぞれのパッキン）、家庭用ミシン（モーター部品）などの家庭用品の部品にも使用されてきました。

アスベストの輸入量の推移



出典：財務省
輸入統計等

なぜ危険なの？

アスベストの繊維は、目に見えないくらい細く、丈夫で変化しにくいので、吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、15～50年の潜伏期間を経て、肺がん、悪性中皮腫（がんの一種）などの病気を引き起こすおそれがあります。

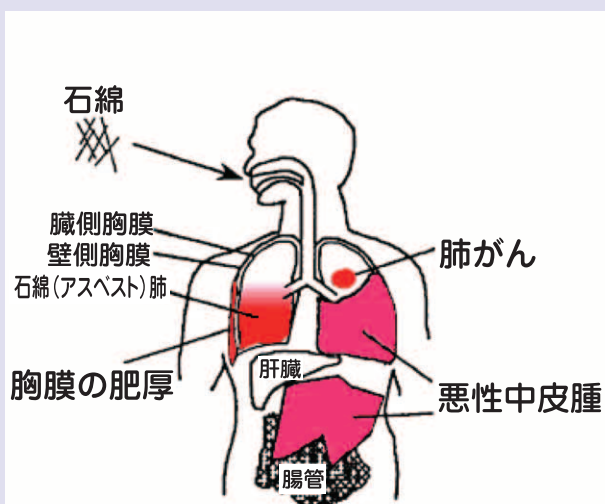
主なアスベスト関連疾患

(1)石綿（アスベスト）肺

肺が線維化してしまう肺線維症（じん肺）という病気の一つです。肺の線維化を起こすものとしてはアスベストのほか、粉じん、薬品等多数の原因があげられますが、アスベストのばく露によっておきた肺線維症を特に石綿肺とよんで区別しています。職業上アスベスト粉じんを10年以上吸入した労働者に起こるといわれており、潜伏期間は15～20年といわれています。アスベストにばく露されなくなっても進行することもあります。

(2)肺がん

アスベストが肺がんを起こすメカニズムはまだ十分に解明されていませんが、肺細胞に取り込まれたアスベスト繊維の主に物理的刺激により肺がんが発生するとされています。また、喫煙と深い関係にあることも知られています。アスベストばく露から肺がん発症までに15～40年の潜伏期間があり、ばく露量が多いほど肺がんの発生が多いことが知られています。治療法には外科治療、抗がん剤治療、放射線治療などがあります。



石綿によって起こる病気とその部位
(出典：せきめん読本(平成8年3月))

(3)悪性中皮腫

肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜、心臓及び大血管の起始部を覆う心膜等にできる悪性の腫瘍です。若い時期にアスベストを吸い込んだ方が悪性中皮腫になりやすいことが知られています。潜伏期間は20～50年といわれています。治療法には外科治療、抗がん剤治療、放射線治療などがあります。

建物に使われているアスベストは大丈夫？

アスベストを含む建材には、吹付け材などのように、劣化や損傷が著しい場合にアスベストが飛散する可能性の高い「飛散性アスベスト建材」と、板状のスレートなどのようにアスベストが飛散する可能性の低い「非飛散性アスベスト建材」があります。

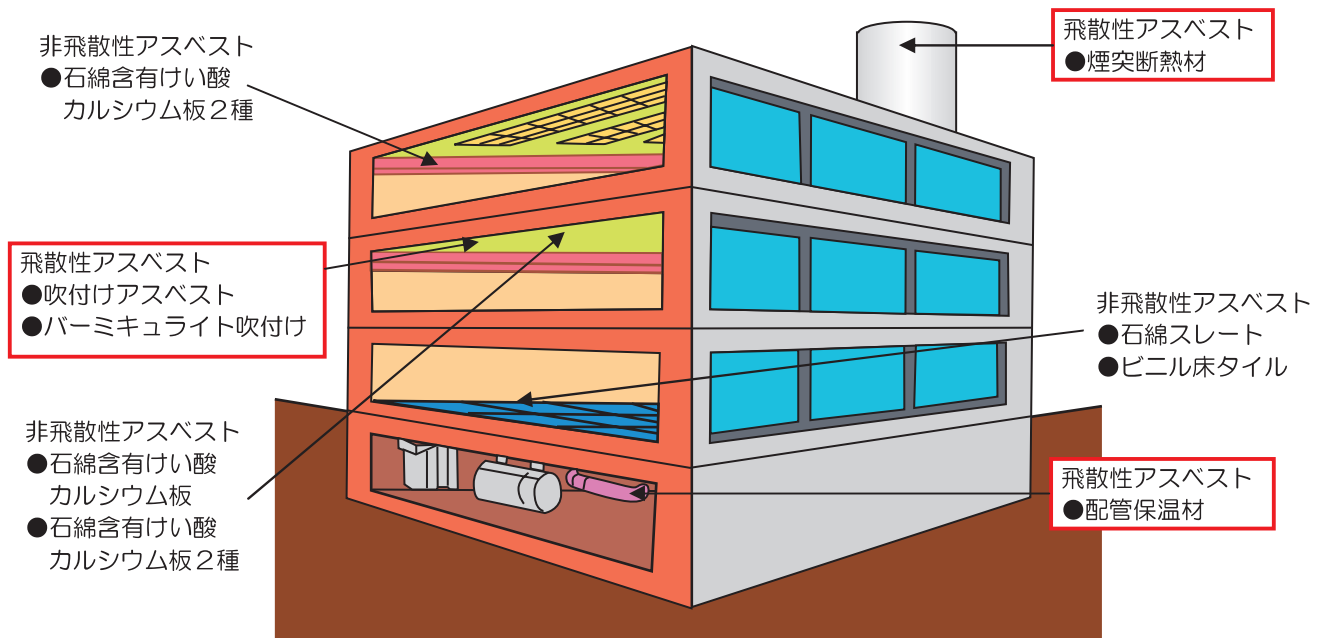
区 分	建材の種類（例）	使用部位（例）
飛散性アスベスト	●吹付けアスベスト ●パーミキュライト吹付け	天井, 床
	●煙突断熱材	煙突材
	●配管保温材	曲がり部
	●石綿含有けい酸カルシウム板 ●石綿スレート	天井, 壁, 鉄骨耐火被服柱, はり
非飛散性アスベスト	●ビニル床タイル	床材
	●石綿セメントサイディングボード	外壁
	●住宅屋根用平板石綿スレート	屋根材

特に「飛散性アスベスト建材」が使用されている建物については、経年劣化等によりアスベストが飛散しやすい状況になっている場合があるので注意が必要です。

アスベストが使われているかどうかについては、建築物を施工した業者へ問合せ、設計図書（建築時の施工図・材料表等）で確認します。建築時等の情報がない場合は、目視での確認や吹付けアスベストが規制された年代と建築年次、使用されている用途などにより類推する方法があります。

- ① 吹付けアスベスト：昭和50年（1975年）まで使用
- ② アスベスト含有吹付けロックウール（岩綿）：平成元年（1989年）まで使用
- ③ その他のアスベスト含有吹付け材：平成8年（1996年）頃まで使用

建築物（コンクリート造）におけるアスベスト使用例



○飛散性アスベスト建材があった場合どうすればいいの？

経年劣化等により、アスベストが飛散しやすい状況になっている場合は、除去、封じ込め、囲い込み等の飛散防止措置を行う必要があります。飛散防止措置を行う際は、アスベストにばく露するおそれがあるので、専門業者に委託しましょう。

なお、吹付けアスベストが使用されている場合でも、天井裏・壁の内部にある場合は、アスベストが飛散する可能性は低いと考えられます。

○非飛散性アスベスト建材があった場合どうすればいいの？

板状に固めたスレートボードなどの非飛散性アスベストのものからは、切断などの加工を行わない限り、室内にアスベストが飛散する可能性は低いと考えられます。

一般住宅に使われているアスベスト建材は大丈夫？

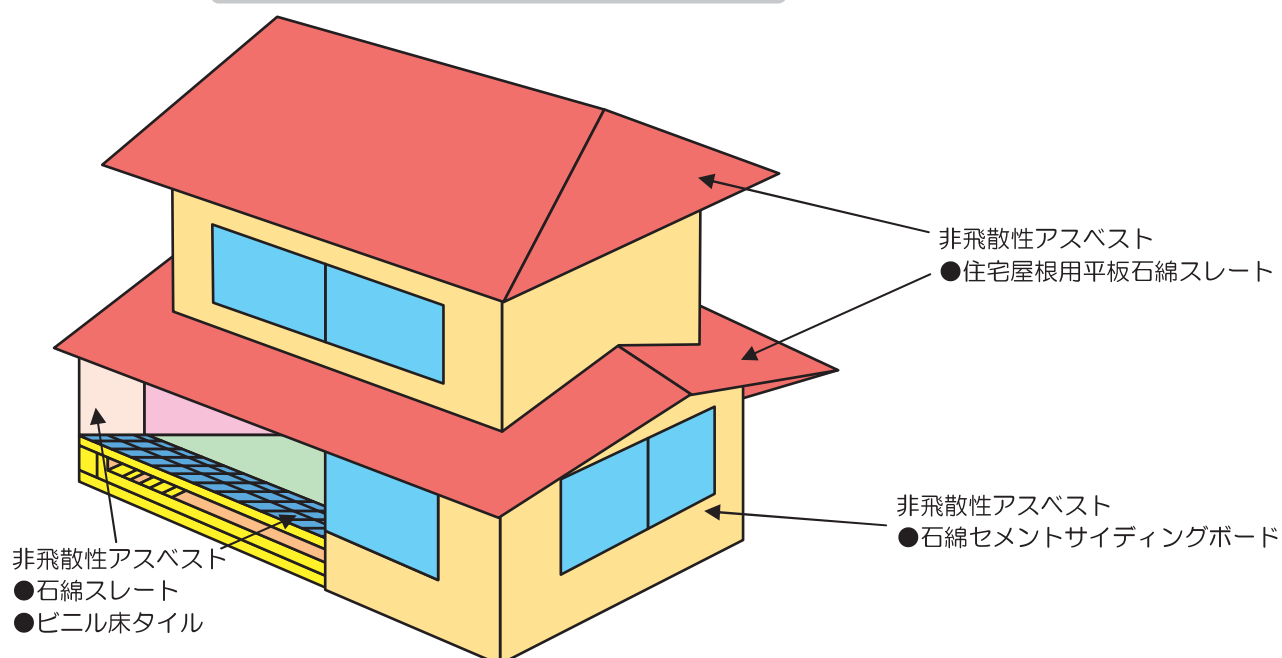
一般の住宅に使用されている可能性のあるアスベストを含有する建材としては、石綿スレート^{注1)}や石綿セメントサイディング^{注2)}等がありますが、これらの建材は、切断などの加工を行わない限り、アスベストが飛散することはほとんどありません。

また、平成16年(2004年)10月以降、これらのアスベストを含有する建材の製造が禁止されており、現在販売されている建材にアスベストが含まれている可能性は低いと考えられます。

注1) 石綿スレート：屋根・内外装材に用いるアスベストを含有する薄板

注2) 石綿セメントサイディング：建物の外壁に使用する、耐水・耐候性に富むアスベストを含む板

木造建築物におけるアスベスト使用例

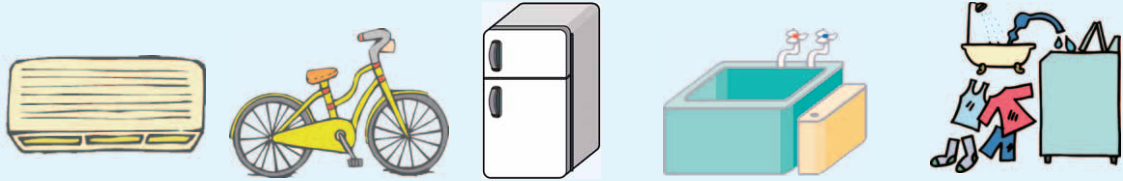


自宅にある家庭用品には、アスベストは使われているの？

経済産業省が、平成17年（2005年）8月に、家庭用品の製造や輸入などの実態について調査をしたところ、自転車やルームエアコンなど600余りの製品にアスベストが含まれていることが分かりました。

経済産業省によると、過去に製造されたアスベスト含有の家庭用品のうち、アスベストが混入した灰を使用する火鉢以外の製品については通常使用時にアスベスト放出の可能性はないと関連企業から回答があったとしています。

また、現時点で製造などが行われている家庭製品については、アスベストは含まれていないといわれています。



アスベストに関する健康相談はどうすれば良いの？

アスベストにさらされていた可能性のある作業はどんなもの？

次の作業に従事されていた方については、アスベストにさらされていた可能性がありますので、日常生活でアスベストによる疾病の症状が出てきたときは、労災病院など専門医療機関に相談してください。

【アスベストにさらされる危険のある作業】

①石綿製品の製造工程、②耐火建築物に係る鉄骨等への吹付け作業、③断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業、④スレート板等難燃性の建築材料の切断等の加工作業（耐火建築物内の電気配線工事、配管工事を含む。）、⑤建築物の補修又は解体作業、⑥鉄鋼製の船舶又は車両の補修又は解体作業、⑦タルク（滑石）、パーミキュライト（ひる石）及び繊維状ブルサイト（水滑石）等の取扱いの作業、⑧倉庫内等におけるアスベスト原料・製品の袋詰め又は運搬作業、⑨アスベスト鉱山等の精製に関連する作業、⑩①～⑨の作業が行われている場所における作業

【アスベストによる主な疾病の症状】

①息切れがひどくなった場合、②せきやたんが以前に比べて増えた場合やたんの色が変わった場合、③たんに血液が混ざった場合、④顔色が悪いと注意された場合や爪の色が紫色に見える場合、⑤顔がはれぼったい場合、手足がむくむ場合や体重が急に増えた場合、⑥はげしい動悸がする場合、⑦風邪をひいて、なかなか治らない場合、⑧寝床に横になると息が苦しい場合

○ 肺がんの最大要因は紙巻タバコといわれていますが、喫煙とアスベストの両方のばく露を受けると肺がんの危険性は相乗的に高くなるので、アスベストを取扱う作業等に従事していた方は、たばこは吸わないようにしてください。

○労災補償や健康管理手帳を受けるにはどうすればいいの？

《労災補償》

石綿肺，肺がん，中皮腫等を発症した場合には，それが業務によりアスベストにさらされたことが原因であると認められれば，次のような労災補償を受けることができます。

- ・ 疾病の治療に必要な補償
- ・ 賃金を受けられない場合の補償
- ・ 死亡した場合には，遺族に対する補償

《健康管理手帳》

医療機関等で検診を受けられた結果，一定の所見がある方は，離職の際又は離職の後に住所地の都道府県労働局長（離職の際は事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長）に申請することにより，健康管理手帳が交付されます。

健康管理手帳の交付を受けると，指定された医療機関等で，健康診断を6ヶ月に1回，無料で受けることができます。

※ 対象となる離職者には，過去にアスベストの取扱い業務を行っていたが，その後に転職又は退職し，現在はアスベスト業務から離れている方も含まれます。

アスベスト関連ホームページ

● 県の環境情報サイト「^えcoひろしま」

（URLアドレス：<http://www.pref.hiroshima.jp/eco/>）に，相談窓口，Q&A，県のアスベスト対策などの情報を掲載しています。

● 県の雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」

（URLアドレス：<http://www.work2.pref.hiroshima.jp/>）
「労働安全衛生」のページに，アスベストに係るサイトなどの案内を掲載しています。

そのほか，次のホームページに，アスベストの関連情報があります。

○ アスベスト問題に係る政府の対応について（環境省ホームページ）

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html>

○ アスベスト（石綿）情報（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/index.html>

○ アスベスト問題への対応について（国土交通省ホームページ）

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/asubesuto/top.html>

○ 経済産業省ホームページ【家庭用品に含まれるアスベストの情報など】

<http://www.meti.go.jp/index.html>

石綿（アスベスト）相談窓口

県や国などでは、県民のアスベストに関する問合せについて、相談内容に応じて、次のとおり窓口を設けていますので、御利用ください。

【県の相談機関】 午前8時30分～午後5時15分（土・日、祝日を除きます。）

区分	相談内容	地域事務所名		電話番号	住 所
地域事務所	健康相談に関する事【保健課】	広島地域事務所	厚生環境局 本所*	0829-32-1181(代表)	廿日市市桜尾 2-2-68
			海田分室*	082-822-5115 (保健課)	安芸郡海田町南昭和町 14-19
	環境汚染・廃棄物処理に関する事【環境管理課】	建設局	本所*	082-250-8158 (建築課)	広島市南区比治山本町 16-12
			廿日市支局*	0829-32-1141(代表)	廿日市市桜尾本町 11-1
	建築物及び建設リサイクルに関する事【建築課】 【 】内は、担当課	呉地域事務所	0823-22-5400(代表)	呉市西中央 1-3-25	
		芸北地域事務所*	082-814-3181(代表)	広島市安佐北区可部 4-12-1	
		東広島地域事務所	082-422-6911(代表)	東広島市西条昭和町 13-10	
		尾三地域事務所	0848-64-2322(代表)	三原市円一町 2-4-1	
		福山地域事務所	084-921-1311(代表)	福山市三吉町 1-1-1	
		備北地域事務所	0824-63-5181(代表)	三次市十日市東 4-6-1	
本庁	健康相談に関する事	健康増進・歯科保健室		082-228-3172	広島市中区基町 10-52
	環境汚染に関する事	環境対策室		082-513-2917	
	廃棄物処理に関する事	産業廃棄物対策室		082-513-2963	
	建築物に関する事	建築資材	建築指導室	082-513-4183	
		県営住宅	住宅整備室	082-513-4177	
	建設リサイクルに関する事	技術調整室		082-513-3859	
	県有施設に関する事	各施設管理担当室			
環境保全資金融資に関する事	循環型社会推進室		082-513-2952		

※広島地域事務所厚生環境局は、健康相談、環境汚染、廃棄物処理（海田分室は、健康相談のみ）、また広島地域事務所建設局は、建築物の相談窓口です。

芸北地域事務所建設局には建築課がありませんので、広島地域事務所建設局建築課にご相談ください。

【国の相談機関】 健康管理手帳、健康診断、労災補償(労働安全衛生法)

機 関 名	電話番号	住 所
広島労働局安全衛生課*	082-221-9243	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2号館
広島労働局労災補償課*	082-221-9245	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2号館
広島中央労働基準監督署	082-221-2457	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2号館
呉労働基準監督署	0823-22-0005	呉市幸町 6-13
福山労働基準監督署	084-923-0005	福山市旭町 1-7
三原労働基準監督署	0848-63-3939	三原市宮沖 2-13-20
尾道労働基準監督署	0848-22-4158	尾道市古浜町 27-13
三次労働基準監督署	0824-62-2104	三次市十日市東 1丁目 9-9
広島北労働基準監督署	082-812-2115	広島市安佐北区可部南 3-3-28
府中労働基準監督署	0847-45-3600	府中市鵜飼町 40-13
廿日市労働基準監督署	0829-32-1155	廿日市市桜尾本町 14-32

※健康管理手帳・健康診断については安全衛生課、労災補償については労災補償課にご相談ください。

発行：広島県アスベスト対策推進本部
 （環境生活部環境局環境対策室）
 〒730-8511 広島市中区基町10番52号
 TEL (082)513-2917 FAX (082)227-4815